

平成 26 年 8 月

## OVERSEAS SHIPHLD 【A1098】

(Overseas Shipholding Group Inc.)

を保有されている投資家の皆様へ

— 倒産手続きに伴う株式交換のお知らせ —

※「倒産手続き申請のお知らせ」よりタイトルを変更しております。

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、OVERSEAS SHIPHLD の倒産手続きに係る有償増資案につきまして、現地保管機関より株式交換の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

### 記

#### [倒産手続きの経過]

OVERSEAS SHIPHLD は、2012 年 11 月 14 日に米国デラウェア州地区連邦破産裁判所に連邦破産法第 11 章に基づく倒産手続きの申請を行いました。

しかし、数回の修正を経て、2014 年 5 月 27 日に同連邦破産裁判所に再建案、および権利割り当てに関する契約書が提出され、同日、同連邦破産裁判所により、上記の再建案、および契約書が承認されました。

その結果、OVERSEAS SHIPHLD は、権利割り当てによる有償増資を行う運びとなりました。

※この有償増資に対してお客様が弊社を通じて払込をし、新株式を取得頂く事は出来ませんでした。また、割当てられる権利は譲渡が出来ない為に放棄となりました。

なお、有償増資案に申し込みながら、権利行使(払込)を行わなかった株主が保有する OVERSEAS SHIPHLD 株式 1 株は、OVERSEAS SHIPHLD の新 Class-B 株式 1 株と交換されることになりました。

また、同社は 2014 年 7 月 18 日に最終的な再建案が承認されたため、同年 8 月 5 日に米連邦破産法第 11 章より脱却しました。

#### [株式交換]

1. 現地効力発生日 : 2014 年 8 月 5 日

2. 現地基準日 : 2014 年 8 月 4 日

3. 現地分配開始日 : 2014 年 8 月 5 日

4. 株式交換条件 : OVERSEAS SHIPHLD 株式 1 株が、OVERSEAS SHIPHLD 新 Class-B 株式 (大和コード未定) 1 株と交換される。

※OVERSEAS SHIPHLD 株式は、2014 年 8 月 6 日に OTC US 市場を上場廃止となりました。市場売却は出来ませんので、ご注意ください。

※OVERSEAS SHIPHLD 新 Class-B 株式は、ニューヨーク証券取引所に上場する予定です。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社